

(変更後)

特定非営利活動法人とやまコミュメデ・ラボ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とやまコミュメデ・ラボという。また、英文名を Toyama Community Medicine & Laboratory という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域医療から先端医療まで幅広い分野で活躍できる薬剤師や医療従事者を育成するため、教育・研修・研究の拠点としての事業を行い、社会福祉や医療への貢献、医療人養成、科学技術の振興、就学・就労支援を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 医療、福祉の研究に対する助成・支援事業
 - ② 保険薬局・ドラッグストアの運営事業
 - ③ 保険薬局・ドラッグストア業務改善支援事業
 - ④ 公開講座開催事業

(2) その他の事業

①不動産の賃貸・管理事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者、または学識経験者で、総会によって推薦された者

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 15人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事長は、国立系大学薬学部の教授相当の研究業績や、医療薬学関連の学会において指導薬剤師の資格を有し、本法人の運営責任者として職責を全うできる者とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、

総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (9) 定款の変更に関する事項軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（理事長）	中村 秀人
理事（副理事長）	細谷 健一
理事	酒井 秀紀
理事	高田 信一
理事	辻 泰弘
監事	長谷川 久信

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	1,000円	年会費	2,000円
(2) 賛助会員（個人）	入会金	5,000円	年会費	1口 5,000円
賛助会員（団体）	入会金	5,000円	年会費	1口 10,000円

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人とやまコミュメデ・ラボ

1 事業実施の方針

・令和 8 年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
医療、福祉の研究に対する助成・支援事業	医薬品適正使用に関する基礎的・臨床的研究	(A) 通年 (B) やくとファーマシー、富山大学 (C) 2 名	(D) 地域住民 (E) 多数	2, 000, 000
保険薬局・ドラッグストアの運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のための地域医療への貢献および薬剤師や薬学生の教育の場として、やくとファーマシー大島にて活動する ・薬剤師のスキルの向上のために、学術学会での発表や、認定薬剤師などの資格取得を振興する。 ・患者の医療費負担軽減及び地位貢献の一環として、水剤の投薬瓶や軟膏ツボなど従来調剤以外の費用として患者から徴収されている備品費を無料化する。 ・保険薬局での活動を基盤として地域住民の健康や医療に貢献する ・患者の医療費負担軽減及び地域貢献の一環として、水剤の投薬瓶や軟膏ツボなど従来調剤以外の費用として患者から徴収されている備品 	(A) 通年 (B) 個人、団体の活動場所 (C) 6 名程度	(D) 薬学生、地域住民 (E) 不特定多数	181, 802, 758

	費を無料化する			
保険薬局・ドラッグストア支援事業	今期は実施予定なし			
公開講座開催事業	今期は実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
不動産賃貸事業	やくとファーマシー大島の店舗内の空きスペースを賃貸し、その賃貸収入を上記特定非営利活動事業の資金として活用する。	(A) 令和8年4月から賃貸予定 (B) やくとファーマシー大島 (C) 0名	

備考

- 1 定款変更の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業に」に関する事項を定めているものの、その他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人とやまコミュメデ・ラボ

1 事業実施の方針

・令和9年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
医療、福祉の研究に対する助成・支援事業	医薬品適正使用に関する基礎的・臨床的研究	(A) 通年 (B) やくとファーマシー、富山大学 (C) 2名	(D) 地域住民 (E) 多数	2,000,000
保険薬局・ドラッグストアの運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のための地域医療への貢献および薬剤師や薬学生の教育の場として、やくとファーマシー大島にて活動する ・薬剤師のスキルの向上のために、学会での発表や、認定薬剤師などの資格取得を振興する。 ・患者の医療費負担軽減及び地位貢献の一環として、水剤の投薬瓶や軟膏ツボなど従来調剤以外の費用として患者から徴収されている備品費を無料化する。 ・保険薬局での活動を基盤として地域住民の健康や医療に貢献する ・患者の医療費負担軽減及び地域貢献の一環として、水剤の投薬瓶や軟膏ツボなど従来調剤以外の費用として患者から徴収されている備品費を無料化する 	(A) 通年 (B) 個人、団体の活動場所 (C) 6名程度	(D) 薬学生、地域住民 (E) 不特定多数	182,673,028

保険薬局・ドラッグストア支援事業	今期は実施予定なし			
公開講座開催事業	今期は実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:円)
不動産賃貸事業	やくとファーマシー大島の店舗内の空きスペースを賃貸し、その賃貸収入を上記特定非営利活動事業の資金として活用する。	(A) 令和8年4月から賃貸予定 (B) やくとファーマシー大島 (C) 0名	

備考

- 1 定款変更の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業に」関する事項を定めているものの、その他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例（定款にその他の事業が掲げられている場合）

令和8年事業年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人とやまコミュメデ・ラボ
 （単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費			0
2. 受取寄附金 受取寄附金			0 0
3. 受取助成金等 受取民間助成金			0
4. 事業収益			
調剤薬局事業収益	180,000,000		180,000,000
実習委託事業収益	1,000,000		1,000,000
不動産賃貸事業収益		6,000,000	6,000,000
			0
5. その他収益			0
受取利息等	10,000		10,000
雑収益	3,000,000		3,000,000
経常収益計	184,010,000	6,000,000	190,010,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 売上原価			0
期首棚卸高	10,701,786		10,701,786
薬品仕入	130,000,000		130,000,000
生活用品・食料品等仕入高	800,000		800,000
その他商品仕入高	800,000		800,000
期末棚卸高	12,286,028		12,286,028
売上原価計	130,015,758		130,015,758
(2) 人件費			
給料手当	16,000,000		16,000,000
法定福利費	3,000,000		3,000,000
賞与	4,000,000		4,000,000
人件費計	23,000,000	0	23,000,000
(3) その他経費			
旅費交通費	1,200,000		1,200,000
車両費	500,000		500,000
通信費	1,000,000		1,000,000
消耗品費	2,000,000		2,000,000
水道光熱費	1,200,000		1,200,000
地代家賃	13,067,000		13,067,000
賃借料	1,500,000		1,500,000
保守管理費	500,000		500,000
減価償却費	4,400,000		4,400,000
保険料	100,000		100,000
諸会費	200,000		200,000
租税公課	900,000		900,000
図書研修費	100,000		100,000
管理諸費	1,800,000		1,800,000
支払利息	1,000,000		1,000,000
交際費	200,000		200,000
広告宣伝費	400,000		400,000
衛生管理費	120,000		120,000
寄付金	300,000		300,000
雑費	300,000		300,000
その他経費計	30,787,000	0	30,787,000
事業費計	183,802,758	0	183,802,758
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	183,802,758	0	183,802,758
当期経常増減額	207,242	6,000,000	6,207,242
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	6,000,000	-6,000,000	0
当期正味財産増減額	6,207,242	0	6,207,242
前期繰越正味財産額	0		
次期繰越正味財産額	6,207,242		6,207,242

様式例（定款にその他の事業が掲げられている場合）

令和9年事業年度 活動予算書
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 特定非営利活動法人とやまコミュメデ・ラボ
 （単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費			0
2. 受取寄附金 受取寄附金			0 0
3. 受取助成金等 受取民間助成金			0
4. 事業収益			
調剤薬局事業収益	182,000,000		182,000,000
実習委託事業収益	1,000,000		1,000,000
不動産賃貸事業収益		6,000,000	6,000,000
			0
5. その他収益			0
受取利息等	10,000		10,000
雑収益	3,000,000		3,000,000
経常収益計	186,010,000	6,000,000	192,010,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 売上原価			0
期首棚卸高	12,286,028		12,286,028
薬品仕入	129,000,000		129,000,000
生活用品・食料品等仕入高	800,000		800,000
その他商品仕入高	800,000		800,000
期末棚卸高	12,200,000		12,200,000
売上原価計	130,686,028		130,686,028
(2) 人件費			
給料手当	16,200,000		16,200,000
法定福利費	3,000,000		3,000,000
賞与	4,100,000		4,100,000
人件費計	23,300,000	0	23,300,000
(3) その他経費			
旅費交通費	1,200,000		1,200,000
車両費	500,000		500,000
通信費	1,000,000		1,000,000
消耗品費	2,000,000		2,000,000
水道光熱費	1,200,000		1,200,000
地代家賃	13,067,000		13,067,000
賃借料	1,500,000		1,500,000
保守管理費	500,000		500,000
減価償却費	4,400,000		4,400,000
保険料	100,000		100,000
諸会費	200,000		200,000
租税公課	900,000		900,000
図書研修費	100,000		100,000
管理諸費	1,800,000		1,800,000
支払利息	900,000		900,000
交際費	200,000		200,000
広告宣伝費	400,000		400,000
衛生管理費	120,000		120,000
寄付金	300,000		300,000
雑費	300,000		300,000
その他経費計	30,687,000	0	30,687,000
事業費計	184,673,028	0	184,673,028
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	184,673,028	0	184,673,028
当期経常増減額	1,336,972	6,000,000	7,336,972
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	6,000,000	-6,000,000	0
当期正味財産増減額	7,336,972	0	7,336,972
前期繰越正味財産額	6,207,242		
次期繰越正味財産額	13,544,214		7,336,972